

高齢者に対する虐待について

「これまでの議論の整理（案）」（第11回部会資料）

（サービス評価・権利擁護）

- 顕在化しつつある高齢者虐待への対応や、今後、痴呆性高齢者が増加することを等を踏まえ、権利擁護の仕組みの強化が必要ではないか。また、高齢者虐待の防止については、法制化を検討すべきとの意見があるがどのように考えるか。

高齢者に対する虐待の現状と課題

1. 「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の概況

- (財) 医療経済研究・社会保険福祉協会(医療経済研究機構)において、家庭内における高齢者虐待について調査を実施。(平成15年度老人保健健康増進等事業)

(1) 調査対象

① 機関調査

在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の関係機関
…16,802 力所 (有効回収率: 6, 698 機関、39. 9%)

※ 回答のあった 6,698 機関のうち、虐待と考えられる行為を受けたケース
があった機関は 2,865 機関 (42.8 %)。

② 自治体調査

全国の市区町村 …3,204 力所 (有効回収率: 2, 589 力所、80. 1%)

(2) 調査方法

① 機関調査

- ・ 関係機関において、過去1年間に虐待と考えられる行為 (※) を受けたケースについて、時期が直近のものから3人まで記入 (合計 4,877 人分の個票を回収)。
- ・ 有効回収数・率の高かった在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所からの回答であり、回答者が虐待を受けている高齢者のケアマネージャーであるケースを、平均的なケースとして虐待の現状等を分析。
- ・ なお、過去1年間の間に虐待と考えられる行為を受けた高齢者の人数についても回答を求めたところ、合計 7,781 人であった (ただし、機関間の重複があり得ることに留意する必要がある)。

※) 調査対象とした「虐待と考えられる行為」

- ・ 身体的虐待…暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- ・ 心理的虐待…脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
- ・ 性的虐待…本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
- ・ 経済的虐待…本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- ・ 介護・世話の放棄・放任…意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

② 自治体調査

各市区町村において取組み状況等について記入。

(3) 調査実施期間

平成15年11月～平成16年2月

2. 「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の結果概要

(1) 虐待を受けている高齢者の状況

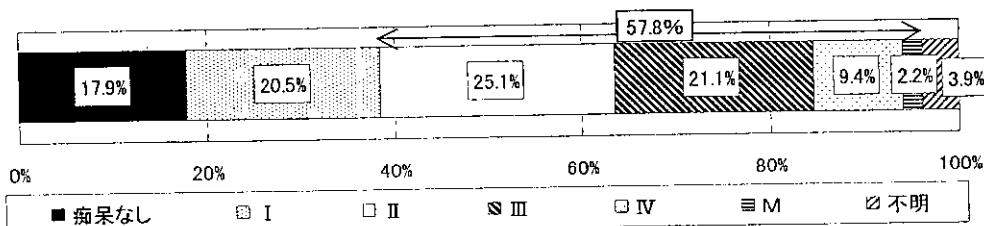
〔性別・年齢・痴呆の有無〕

- 平均年齢は81.6歳(約8割が75歳以上の後期高齢者)。女性が約4分の3。
- 約6割が介護・支援を必要とする痴呆症高齢者(痴呆症老人の日常生活自立度Ⅱ以上)。何らかの痴呆症状を有する者は約8割に及ぶ【図1】。

〔虐待の深刻度〕

- 虐待が最も深刻だった時点の高齢者の状況は、約1割が「生命に関わる危険な状態」であったほか、約半数が「心身の健康に悪影響がある状態」。

図1 痴呆症老人の日常生活自立度



(2) 虐待を行っている者の状況

〔高齢者本人との続柄〕

- 「息子」が最も多く約3割。ついで、「息子の配偶者(嫁)」約2割%、「配偶者」約2割【図2】

〔高齢者本人との接触時間・介護協力者の有無等〕

- 接触時間は長く、約5割が「日中を含め常時」、「日中以外は常時」も約3割。
- 約6割が「主たる介護者として介護を行っていた」。うち、約6割には介護協力者がいなかった【図3】。

図2 主な虐待者の続柄

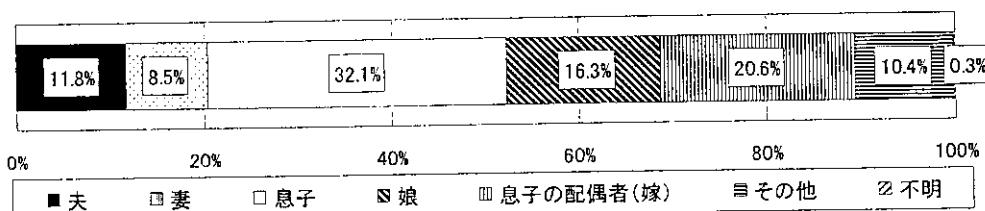
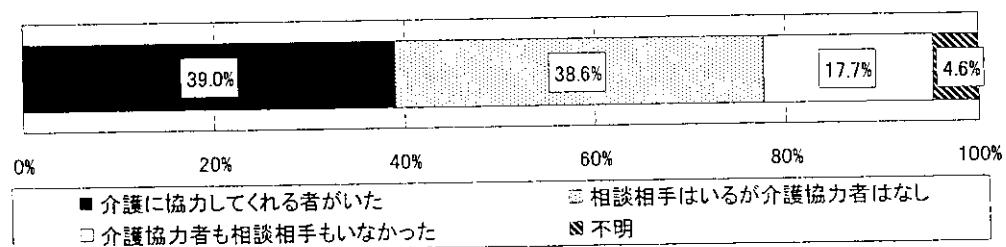


図3 介護を行っている虐待者への介護の協力者等の有無



(3) 虐待の状況①

〔虐待の内容（複数回答）〕

- 「心理的虐待」 … 63.3%
- 「介護・世話の放棄・放任」 … 52.4%
- 「身体的虐待」 … 50.0%

〔虐待についての自覚〕

- 高齢者本人の約半数は、虐待を受けている自覚あり。
- 虐待者の約半数は、虐待をしている自覚なし。【図4】

〔高齢者からのサイン〕

- 約半数の高齢者からは、虐待についての何らかのサインがある。【図5】

〔(機関別) 虐待を知った経緯〕

- 担当ケアマネージャー、訪問介護事業所、訪問看護事業所、通所介護事業所からの回答では、高齢者本人からの申告（約2割）に加え、回答者自身の気づきも約3割（訪問看護事業所は約4割）みられる。
- 在宅介護支援センター、保健所又は市町村保健センターは、他機関からの情報連絡が多い。

図4 虐待についての自覚

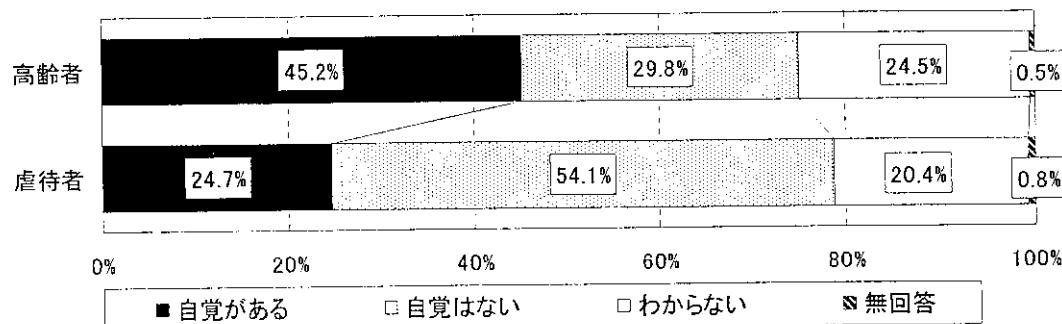
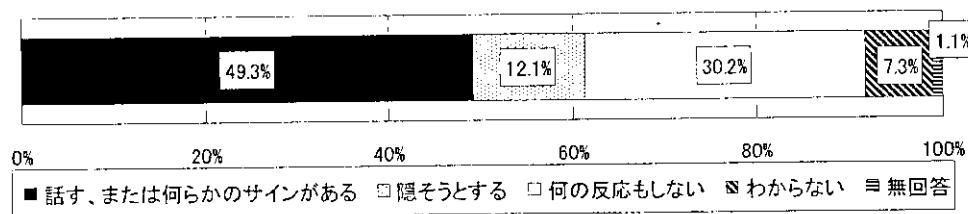


図5 高齢者からの虐待についての意思表示

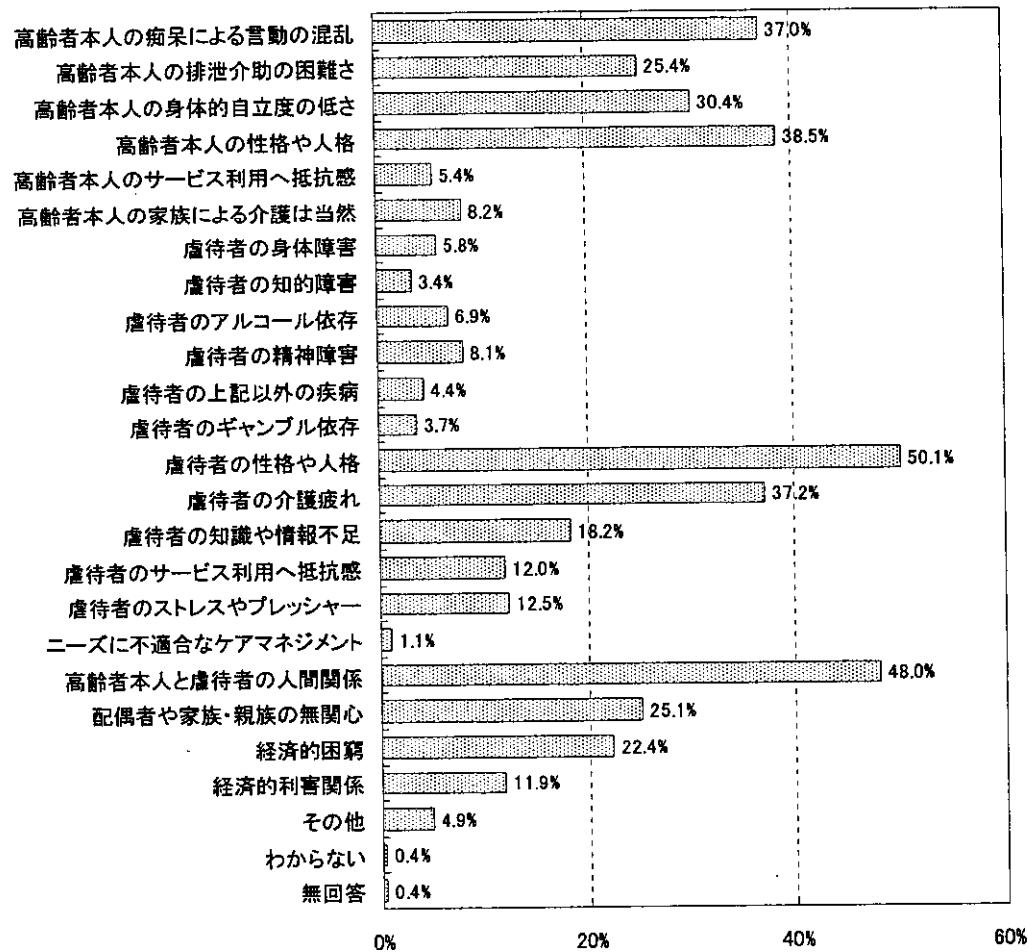


虐待の状況②

[虐待の発生要因]

- 虐待の発生要因として考えられること（複数回答）は、
- ・ 虐待者の性格や人格…50.1%
 - ・ 高齢者本人と虐待者のこれまでの人間関係…48.0%
 - ・ 高齢者本人の性格や人格…38.5%
 - ・ 虐待者の介護疲れ…37.2%
 - ・ 高齢者本人の痴呆による言動の混乱…37.0%
- 【図6】

図6 発生の要因として影響があったと思われること全て（複数回答）



(4) 対応状況①

[現在の対応状況]

- 約5割が「現在、改善に向けて取り組んでいる」が、「現在のところ改善に向けて取組みは行われていない」が14.9%、「虐待行為継続のまま死亡」も6.1%みられる。

[解決のための利用サービス（複数回答）]

- 解決のために新規あるいは増加させた在宅介護サービスは、短期入所生活介護（ショートステイ）、訪問介護等の介護負担の軽減を図るものが多い。【図7】

[解決のための虐待者への働きかけ（複数回答）]

- 解決のために担当ケアマネージャーが行った虐待者への働きかけは、「虐待者の介護負担軽減を勧めた」「虐待者の気持ちの理解に努めた」が多くみられる。

【図8】

図7 問題解決のために新規・増加させた在宅介護サービス

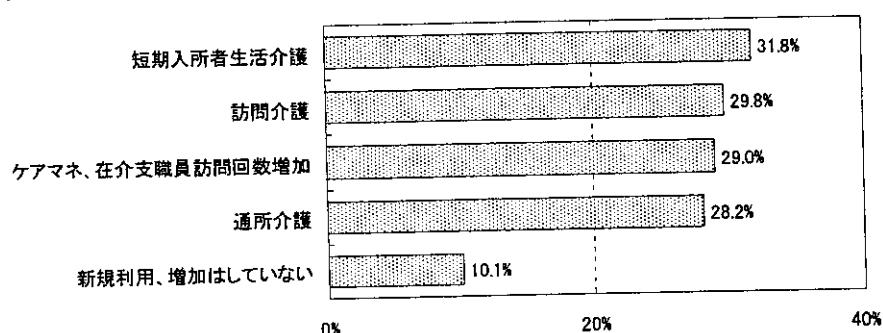
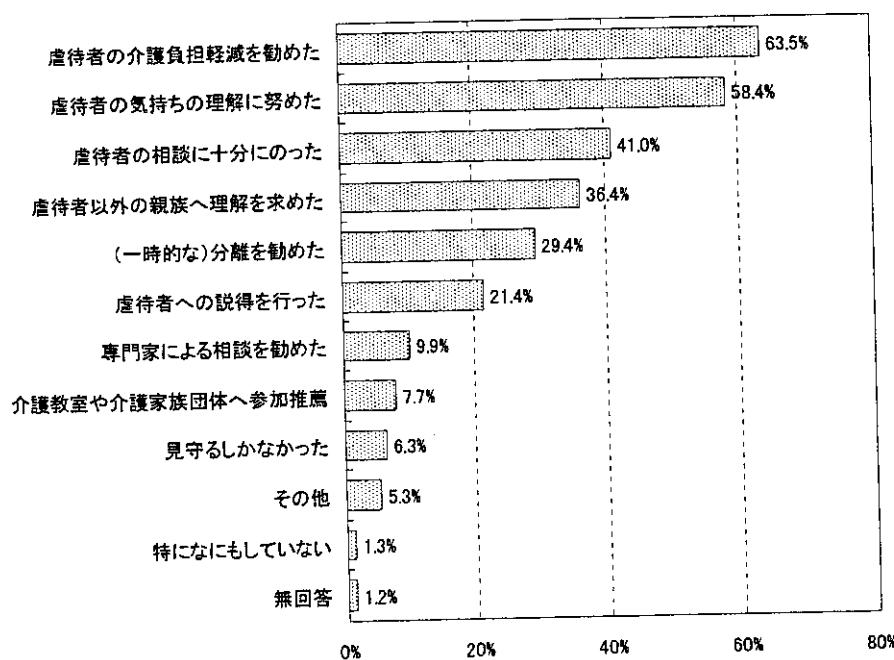


図8 担当ケアマネージャーが問題解決のために行った虐待者への働きかけ（複数回答）



対応状況②

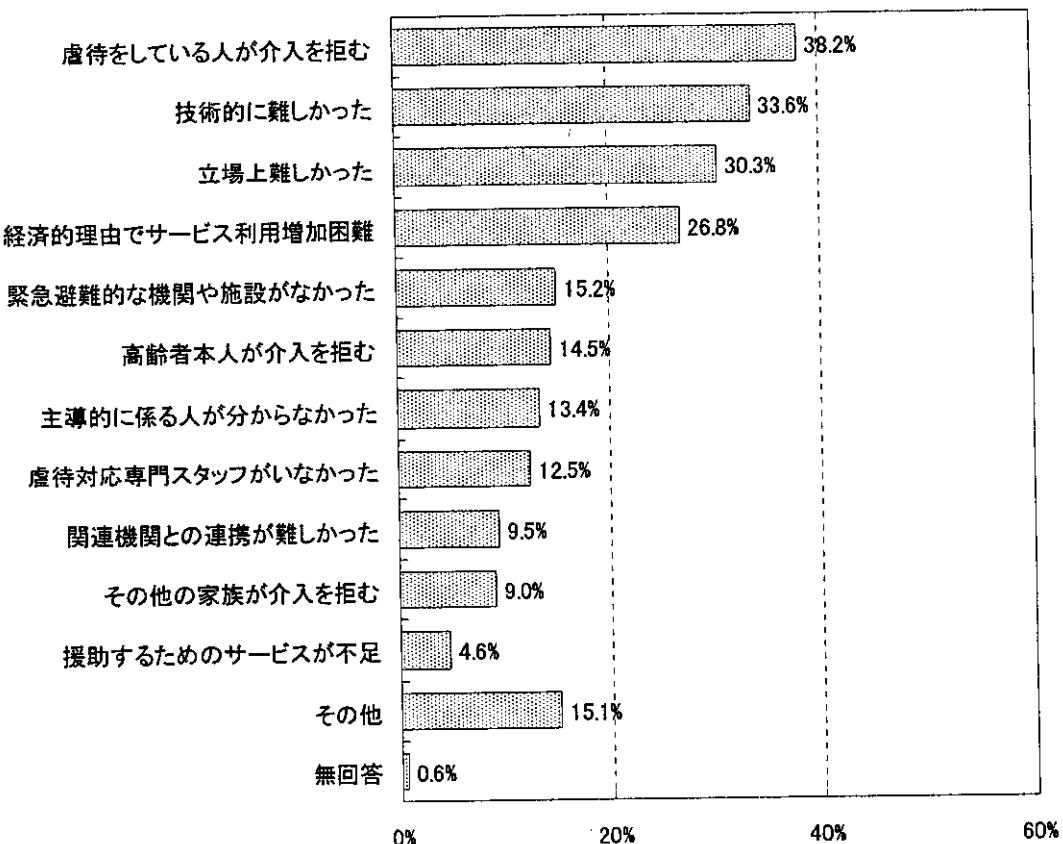
[対応の困難さ]

- 「きわめて対応に苦慮した」が約5割、「多少の難しさを感じた」が約4割で、対応に困難を感じた者が約9割を占める。

[援助上の困難な点]

- 援助上の困難な点（複数回答）は、
 - ・ 「虐待をしている者が介入を拒む」…38.2%
 - ・ 「自分がどのように係わればよいか技術的に難しかった」…33.6%
 - ・ 「自分がどのように係わればよいか立場上難しかった」…30.3%【図9】

図9 援助上、困難であった点（複数回答）

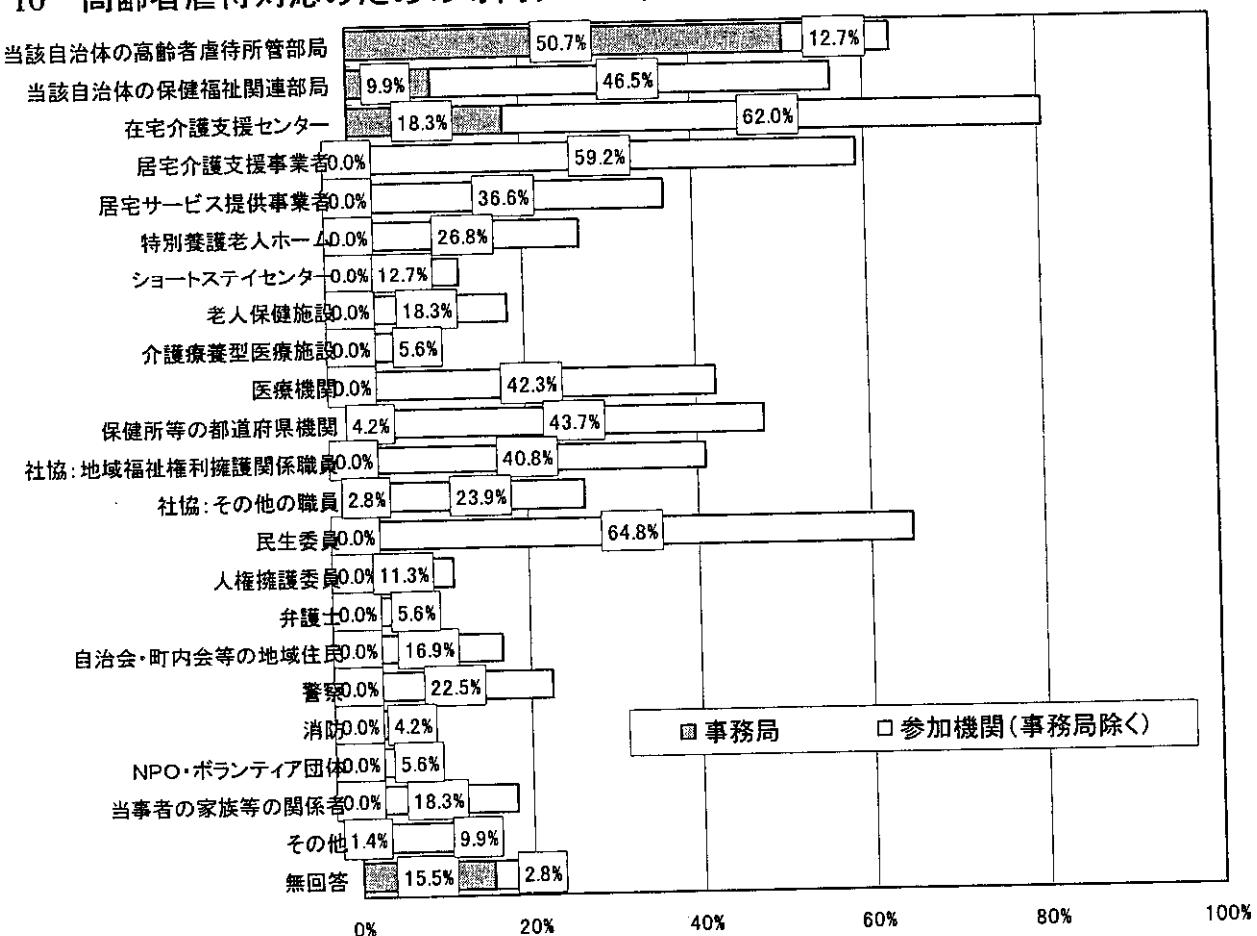


対応状況③

〔自治体の状況〕

- 高齢者虐待のための専門チームのある市区町村は 71 市区町村（有効回答 2,589 市区町村中）。
- 専門チームのメンバー（複数回答）は、自治体の担当部局のほか、「在宅介護支援センター」が約 8 割、「民生委員」「居宅介護支援事業者」が約 6 割。【図 10】

図 10 高齢者虐待対応のための専門チーム参加メンバー（複数回答）



3. 高齢者虐待への対応の課題

「高齢者虐待」についての認識

- ◇ 虐待者の約半数が自覚を伴わずに虐待を行っている。
 - ◇ また、改善に向けた取組が行われていない、又は、行われないまま死亡に至るケースも少なくない。
- ⇒ 高齢者虐待についての認識を高める必要があるのではないか。
特に、虐待を発見する機会が多い介護サービス従事者に対する周知を図る必要があるのではないか。

情報把握の仕組み、把握された情報の一元化

- ◇ 虐待を受けている高齢者約半数からは何らかのサインがある。
- ⇒ 介護サービス従事者等が、高齢者虐待についての認識を十分に持ち、的確に情報把握できるようにすべきではないか。また、把握された情報が、担当ケアマネージャーや、在宅介護支援センター、市町村保健センター等の関係機関へ適切に提供される仕組みが必要ではないか。

家族支援を含めた地域における総合的なマネジメント体制

- ◇ 高齢者本人と虐待者との接触時間は長く、他の介護協力者がないまま1人で介護に向き合っているケースが多くみられる。
 - ◇ 虐待の発生要因は、高齢者本人・虐待者それぞれの性格や人格、これまでの人間関係に起因するものも多い。また、高齢者本人の約8割に痴呆症状があり、痴呆による言動の混乱も要因として多く挙げられている。
- ⇒ 介護負担の軽減のみならず、家族に対する相談支援等を含めた総合的なマネジメント体制が求められるのではないか。また、こうした役割をどこが担うべきか。

関係機関のネットワーク化

- ◇ 解決に当たって、自分がどのように係わればよいか技術的又は立場上難しかったとする回答が多くみられる。
- ⇒ 把握された情報に基づき、解決に向けた取組みがスムーズに行われるよう、関係機関の連携体制を築いていくことが必要ではないか。また、既に先進的な取組みを行っている自治体等のモデル事例の集積も必要ではないか。

米国における高齢者虐待への取組みについて

※ 淑徳大学・多々良紀夫教授 「高齢者虐待について—アメリカと日本の取り組みの現状」(老年社会科学
2003年2003年10月)より作成。

- 連邦レベルの取組みとしては1992年に米国高齢者法(Older Americans Act)を改正し、同法に新たに第7条「社会的に弱い立場にある高齢者の権利擁護活動」を規定。同条は次の3つのプログラムから構成されており、2003年度の連邦予算は約1,700万ドルとなっている。

①長期ケア・オンブズマンプログラム

- 長期ケア施設のサービスに関する苦情等(虐待含む)の通報と対応
対象施設:ナーシングホーム、グループホーム、ケア付住宅等
- 通報への対応は、州及び郡レベルに配置されている有給のオンブズマン(約900人)、及び訓練を受けたボランティアのオンブズマン(約7,000人)が担当。
- 施設職員には通報義務も課されているが、虐待に関する通報は少数。

②高齢者虐待、放任、搾取防止プログラム

- 州の高齢者サービス組織(及びその下部組織である地域高齢者サービス機関)が実施する以下のような虐待防止プログラムへの支援
 - ・虐待に関する市民教育や地域へのアウトリーチ
 - ・被虐待者やその家族を対象とする支援プログラム
 - ・通報システムや情報・データ収集など

③高齢者人権及び法的援助開発プログラム

- 州が高齢者に提供する人権擁護及び法的援助プログラムへの支援であるが、連邦予算はついていない。

虐待等に対する通報義務等の例

〔児童福祉法（昭和22年法律第164号）〕

- 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、児童相談所等へ通告しなければならない（第25条）

〔児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）〕

- 虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに児童福祉法第25条に基づく通告を行わなければならない（第6条第1項）、
- 通告は刑法等の守秘義務違反にならない（第6条第2項）、
- 通告を受けた児童相談所の所長等は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならない（第7条）

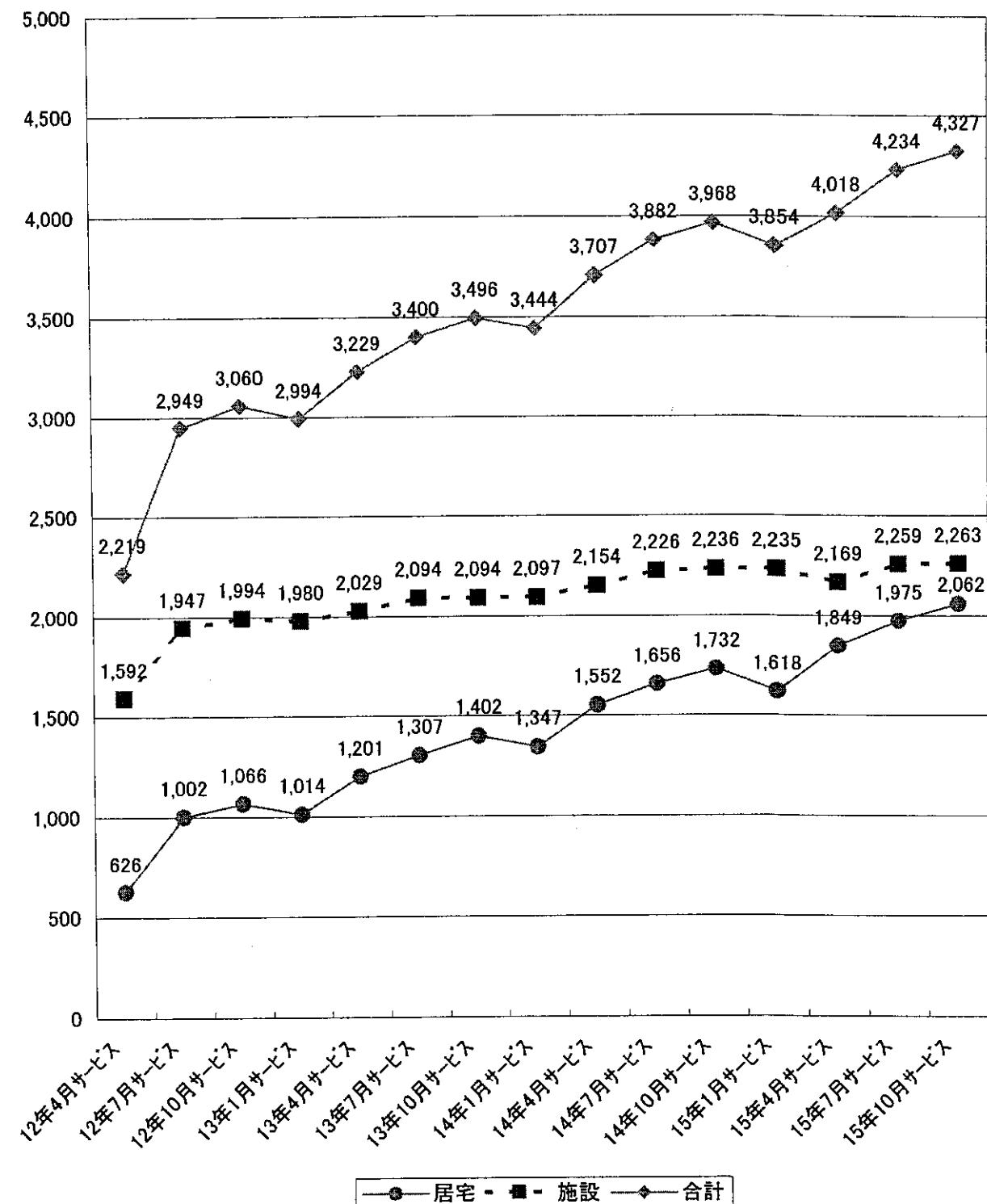
〔配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）〕

- 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は配偶者暴力相談支援センター又は警察官へ通報する努力義務を負う（第6条第1項）
- 医師その他の医療関係者は通報することができる（第6条第2項）
- 通報は刑法等の守秘義務違反にならない（第6条第3項）

介護保険財政について

保険給付額の推移

(単位:億円)



(出典: 介護保険事業状況報告)

注1) 上記グラフの保険給付額は1月あたり30.4日(月によって日数が違うため)として調整を行っている。

注2) 各年度の4月サービス、7月サービス、10月サービス及び1月サービスについては、各年の介護保険事業状況報告(月報)の6月分、9月分、12月分及び3月分の数値である。

保険給付額の状況

(単位:億円)

	4月サービス	7月サービス	10月サービス	1月サービス	1か月平均
12年度	2,190	3,007	3,120	3,053	2,936
13年度	3,187	3,467	3,565	3,512	3,407
前年 同月比	—	<u>15.3%</u>	<u>14.3%</u>	<u>15.0%</u>	16.0%
14年度	3,658	3,959	4,046	3,930	3,855
前年 同月比	<u>14.8%</u>	<u>14.2%</u>	<u>13.5%</u>	<u>11.9%</u>	13.1%
15年度	3,965	4,318	4,412		4,218
前年 同月比	<u>8.4%</u>	<u>9.1%</u>	<u>9.0%</u>		9.3%

(介護保険事業状況報告より)

- 注1) 各年度の4月サービス、7月サービス、10月サービス及び1月サービスについては、各年の介護保険事業状況報告(月報)の6月分、9月分、12月分及び3月分の数値である。
- 注2) 12年度、13年度及び14年度の1か月平均は、各年度の介護保険事業状況報告(年報)の数値を各年度の月数(12年度は11か月、13年度と14年度は12か月)で除した数値である。
- 注3) 15年度の1か月平均は、介護保険事業状況報告(月報)の15年3月サービス分(15年5月分)から15年12月サービス分(16年2月分)の10か月平均の数値である。
- 注4) 15年度の1か月平均の対前年比は、14年度の3月サービス分から12月サービス分までの1か月平均との比較である。

保険給付額の状況(居宅・施設サービス別)

○ 1か月平均の推移

(単位:億円)

	12年度	13年度 (12年度)	14年度 (13年度)	15年 4月～12月												
				14年 4月～12月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
サービス合計	2,936	3,407	3,855	4,231	3,965	4,180	4,108	4,318	4,258	4,246	4,412	4,201	4,391			
		(2,936)	(3,407)	(3,882)	(3,658)	(3,809)	(3,737)	(3,959)	(3,934)	(3,862)	(4,046)	(3,936)	(3,999)			
対前年比		16.1%	13.1%	9.0%	8.4%	9.7%	9.9%	9.1%	8.2%	9.9%	9.0%	6.7%	9.8%			
居宅サービス	996	1,327	1,641	1,978	1,825	1,924	1,922	2,044	1,960	2,012	2,103	1,978	2,068			
		(996)	(1,327)	(1,655)	(1,532)	(1,592)	(1,580)	(1,689)	(1,662)	(1,653)	(1,766)	(1,719)	(1,704)			
対前年比		33.3%	23.6%	19.5%	19.1%	20.9%	21.6%	19.2%	17.9%	21.7%	19.1%	15.1%	21.4%			
施設サービス	1,940	2,080	2,214	2,252	2,140	2,256	2,186	2,304	2,298	2,234	2,308	2,223	2,323			
		(1,940)	(2,080)	(2,227)	(2,126)	(2,217)	(2,158)	(2,270)	(2,272)	(2,209)	(2,280)	(2,217)	(2,296)			
対前年比		7.2%	6.5%	1.1%	0.7%	1.8%	1.3%	1.5%	1.1%	1.1%	1.2%	0.3%	1.2%			

注1) 保険給付額は、利用者負担を除いた給付費ベースの数値である。

注2) 各区分において、表の上段が当年度、下段が前年度の数値となっている。

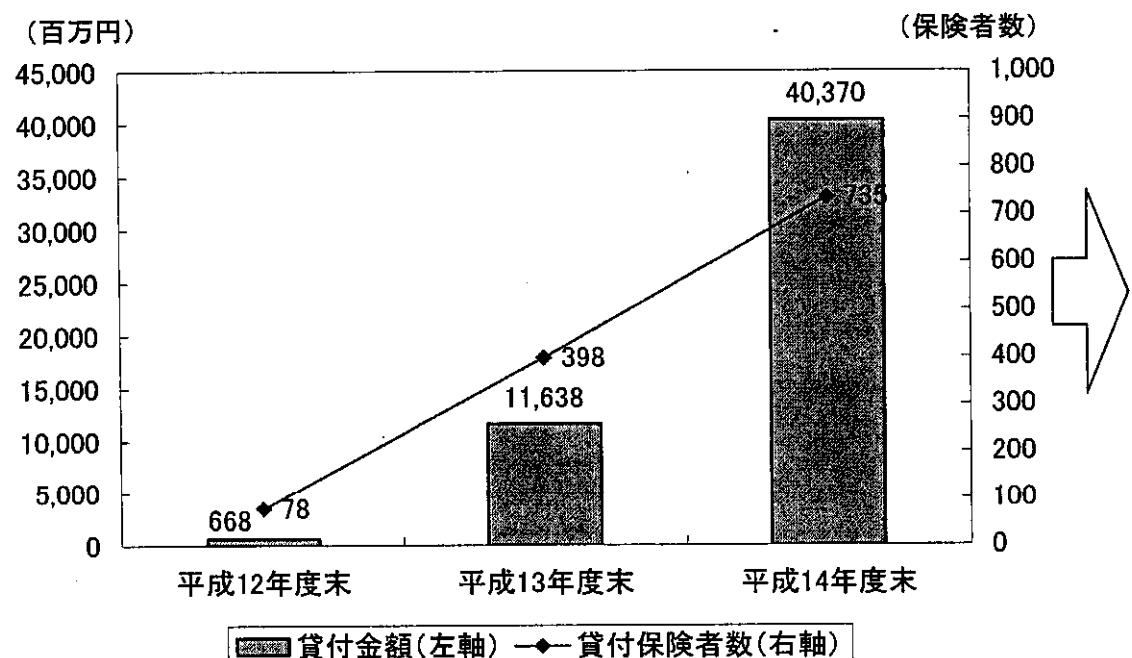
注3) 12年度、13年度及び14年度は、年報(3月～2月サービスベース)の数値を各月数で除した値を使用している。

注4) 15年度は、各サービス提供月の数値(月報値)を使用している。

(出典:介護保険事業状況報告)

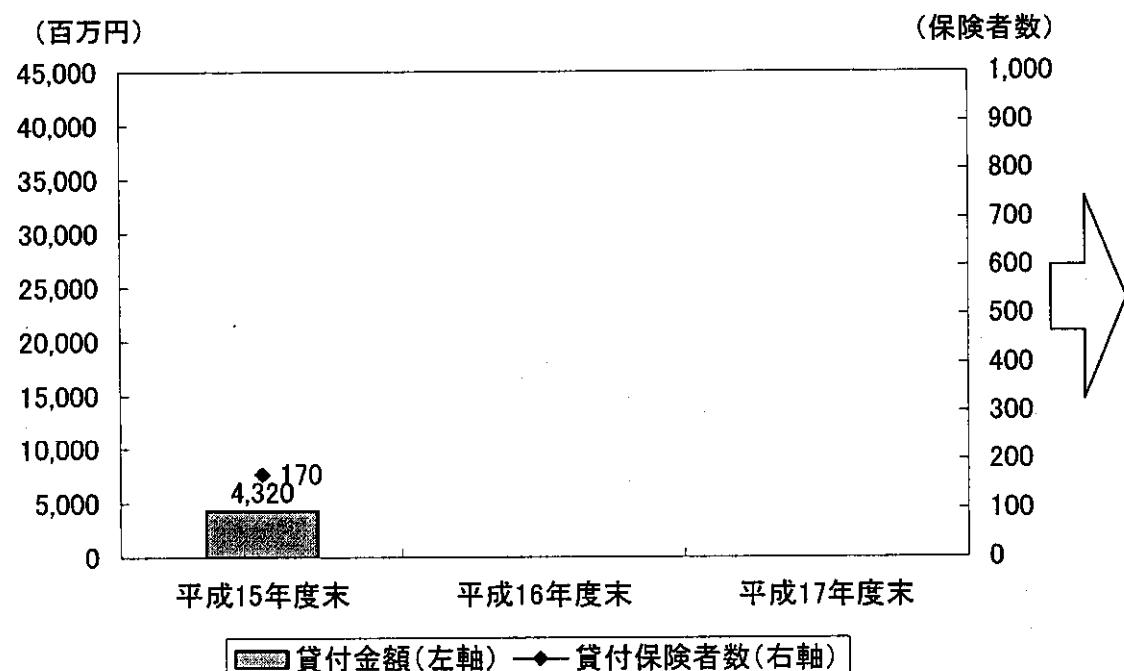
財政安定化基金貸付状況

第1期（平成12～14年度）



貸付を受けた保険者は第2期
以降に償還（保険料に反映）

第2期（平成15～17年度）



貸付を受けた保険者は第3期
以降に償還（保険料に反映）

※参考

平成15年度末保険者数 2,745

財政安定化基金貸付状況(各年度末累計)

(単位:百万円)

都道府県名	平成12年度末			平成13年度末			平成14年度末			保険者数に占める貸付保険者割合(%)
	貸付保険者数	全保険者数	貸付金額	貸付保険者数	全保険者数	貸付金額	貸付保険者数	全保険者数	貸付金額	
北海道	4	207	14	19	207	380	50	207	1,828	24.2%
青森県	4	67	24	28	67	518	39	67	2,104	58.2%
岩手県	-	48	-	1	43	9	6	43	130	14.0%
宮城県	-	71	-	3	71	25	4	71	68	5.6%
秋田県	2	51	9	9	51	105	13	51	354	25.5%
山形県	3	44	12	7	44	179	12	44	515	27.3%
福島県	4	90	26	12	90	80	18	90	198	20.0%
茨城県	-	85	-	5	81	41	11	80	175	13.8%
栃木県	-	49	-	2	49	14	3	49	87	6.1%
群馬県	-	70	-	2	70	9	6	70	111	8.6%
埼玉県	-	92	-	-	90	-	-	90	-	0.0%
千葉県	-	80	-	2	80	7	5	80	90	6.3%
東京都	2	62	23	3	62	76	4	62	90	6.5%
神奈川県	-	37	-	-	37	-	1	37	14	2.7%
新潟県	3	108	9	13	108	263	31	108	1,604	28.7%
富山県	-	10	-	4	10	238	6	10	1,164	60.0%
石川県	5	37	62	13	37	287	20	37	895	54.1%
福井県	-	30	-	-	30	-	3	30	4	10.0%
山梨県	1	64	2	12	64	100	23	63	375	36.5%
長野県	2	112	10	20	112	263	49	112	1,594	43.8%
岐阜県	-	58	-	2	58	61	6	58	199	10.3%
静岡県	-	72	-	-	72	-	-	72	-	0.0%
愛知県	-	85	-	1	85	12	2	85	71	2.4%
三重県	-	48	-	2	48	25	3	48	58	6.3%
滋賀県	1	45	3	1	45	3	7	45	107	15.6%
京都府	3	44	47	12	44	236	14	44	2,332	31.8%
大阪府	-	42	-	-	42	-	2	42	107	4.8%
兵庫県	4	88	33	10	88	187	17	88	614	19.3%
奈良県	-	47	-	1	47	4	9	47	65	19.1%
和歌山県	1	48	2	6	48	71	13	48	527	27.1%
鳥取県	-	36	-	11	36	237	18	36	817	50.0%
島根県	-	26	-	1	26	14	3	26	47	11.5%
岡山県	6	75	66	18	73	416	31	73	872	42.5%
広島県	-	81	-	8	78	81	14	74	1,251	18.9%
山口県	3	56	50	11	56	339	27	53	1,382	50.9%
徳島県	2	50	6	11	50	371	20	50	1,324	40.0%
香川県	-	43	-	1	43	18	6	39	111	15.4%
愛媛県	1	70	13	5	70	68	16	70	294	22.9%
高知県	8	53	75	15	53	654	17	53	1,608	32.1%
福岡県	-	26	-	5	26	1,511	12	26	5,315	46.2%
佐賀県	-	7	-	1	7	13	4	7	505	57.1%
長崎県	4	40	28	11	40	556	16	40	1,412	40.0%
熊本県	5	94	64	37	94	751	58	94	2,014	61.7%
大分県	-	58	-	2	58	17	8	58	64	13.8%
宮崎県	4	44	21	5	44	69	17	44	795	38.6%
鹿児島県	6	96	69	26	90	604	46	90	1,696	51.1%
沖縄県	-	53	-	40	53	2,725	45	52	5,384	86.5%
合 计	78	2,899	668	398	2,877	11,638	735	2,863	40,370	25.7%
各年度末現在の保険者数に占める貸付保険者の割合(%)		2.7%			13.8%				25.7%	

財政安定化基金貸付状況(平成15年度)

(単位:百万円)

都道府県名	平成15年度末現在			保険者数に占める 貸付保険者割合 (%)
	全保険者数	貸付保険者数	貸付金額	
北海道	202	5	28	2.5%
青森県	67	16	386	23.9%
岩手県	42	-	-	0.0%
宮城県	69	1	14	1.4%
秋田県	48	1	3	2.1%
山形県	44	3	36	6.8%
福島県	90	4	17	4.4%
茨城県	80	-	-	0.0%
栃木県	49	-	-	0.0%
群馬県	69	2	13	2.9%
埼玉県	82	-	-	0.0%
千葉県	79	-	-	0.0%
東京都	62	-	-	0.0%
神奈川県	37	-	-	0.0%
新潟県	107	15	196	14.0%
富山県	10	-	-	0.0%
石川県	37	4	44	10.8%
福井県	30	-	-	0.0%
山梨県	56	4	27	7.1%
長野県	95	9	83	9.5%
岐阜県	58	1	38	1.7%
静岡県	71	-	-	0.0%
愛知県	84	-	-	0.0%
三重県	45	2	19	4.4%
滋賀県	45	-	-	0.0%
京都府	44	10	432	22.7%
大阪府	42	5	799	11.9%
兵庫県	88	2	114	2.3%
奈良県	47	4	12	8.5%
和歌山県	48	6	143	12.5%
鳥取県	36	6	52	16.7%
島根県	18	-	-	0.0%
岡山県	72	2	8	2.8%
広島県	71	1	9	1.4%
山口県	50	11	153	22.0%
徳島県	43	6	52	14.0%
香川県	37	-	-	0.0%
愛媛県	69	10	60	14.5%
高知県	49	2	9	4.1%
福岡県	26	2	792	7.7%
佐賀県	7	1	98	14.3%
長崎県	40	10	434	25.0%
熊本県	90	13	146	14.4%
大分県	58	2	17	3.4%
宮崎県	44	4	37	9.1%
鹿児島県	90	2	16	2.2%
沖縄県	19	4	33	21.1%
合計	2,746	170	4,320	6.2%